

# 第6章 保存

## 6-1. 保存の方針

### (1) 方針

名勝水郷柳河の掘割は、白秋の見た風致景観を形づくる重要な構成要素であると同時に、治水・農業用水の機能を持つ河川・水路（掘割）であり、行政・住民による継続的な維持管理及び改修の下に維持されてきた。また、掘割沿いの4つの指定地についても、それらが風致景観の一部として維持されてきた背景には、本来の用途・機能（北原白秋生家については往時の様子を伝える資料館としての機能も含む。）を現在まで引き継いできたことが密接に絡み合っている。

そのため、名勝としての観賞上及び学術上の価値の維持を念頭に置きつつ、その構成要素を凍結的に維持するのではなく、掘割・北原白秋生家・三柱神社・並倉・沖端水天宮の各指定地の機能を維持するための保存を行っていくとの視点が重要である。また、名勝指定地内の掘割の水面は全て公有地であるが、隣接する敷地はほとんどが民有地であるため、掘割沿いの住民等の関係者との連携協力の下に、本質的価値を表す諸要素の保存及びや風致景観の保全に取り組んでいくこととする。

以上のような考え方にに基づき、名勝水郷柳河の本質的価値の保存の方針を以下のとおり2点定める。

#### ①名勝水郷柳河が持つ「審美性」の維持

- 藩政時代の土塁、在来工法を用いた石積み、掘割沿いの樹木など、指定地の築造当時の様子や白秋が見た風致景観を伝える構成要素については、可能な限り形態・意匠・構造の保存を図る。ただし、掘割等の機能を維持する観点から、やむを得ない場合は、この限りではないが、風致景観に負の影響を及ぼさないよう配慮する。
- 名勝指定地において、構成要素の現にある状態を変更し又はそれらの保存に影響を及ぼす事案が発生した場合には、文化財保護法の規定に基づき、許可申請の対象とする。そのうえで、行為の主体者との十分な協議を通じて、名勝の風致景観への影響をプラスの方向へと転じることができるよう努めるとともに、もしマイナスの影響が想定される場合には最小限に抑制できるようにする。

#### ②名勝水郷柳河を支える「機能性」の維持

- 掘割を流れる水の水質を維持・向上させるための日常の維持管理を続けるとともに、流量・流速を確保し、生物多様性にも配慮した整備に努める。
- 掘割沿いの指定地に関しては、今後ともその機能を維持できるよう所有者との協力の下に、構成要素である建造物の復旧（修理）等を進める。
- 指定地の継続的な経過観察を実施するとともに、市民からの情報・要望を収集し、き損箇所等に対して速やかに復旧（修理）等の対応を行う。

## (2) 指定地毎の方針

(1) の方針を踏まえ、5つの指定地毎の保存の方針を以下のとおり定める。

### ①掘割

- 掘割の骨格となるものは、水面（水そのもの）であり、今後とも水質・水量・水流が維持されるよう河川・掘割の清掃及び機能の維持改善に努める。
- 本質的価値を表す構成要素は時代ごとに変容しており、その変容パターンを「材料・材質」、「用途・機能」、「形態・意匠」の性質から捉え（※次頁参照）、いずれか又は全てが維持されているものに関しては、可能な限りその性質を維持していくこととする。ただし、掘割の機能維持及び地域住民の暮らしの変化への対応を目的とする改変の行為については、名勝の本質的価値を著しく損ねることがないことを前提として許容するが、風致景観への配慮を行うこととする。
- 掘割に付属する工作物のうち、親水性を高める諸要素（汲水場・船着場・橋梁）については、老朽化したものの復旧（修理）・更新を行うなど、可能な限りその場所に存続し続けるよう努める。

### ■掘割の構成要素の変容パターン毎の評価指標

名勝の本質的価値を表す掘割の構成要素については、時代を経ても築造当時のまま現存しているもの、改修等を経て形態・使い方が変容したもの等、その性質は多様である。以下にそれらの変容のパターンを示し、それぞれ①材料・材質、②用途・機能、③形態・意匠の3つの指標に基づく本質的価値の評価を示す。

表 6-1 掘割の構成要素変容パターン毎の評価及びその指標

変容パターン	掘割の構成要素及びその評価・指標	①材料・材質	②用途・機能	③形態・意匠
i) 築造当時から改変されずに維持されている要素（在来工法による修復が行われている要素）	柳川城の築城時代、白秋の暮らした時代に形成された工作物の一部は、「材料・材質」、「用途・機能」、「形態・意匠」のいずれも維持している。 （例）空石積み・土坡の護岸、石製・木製の汲水場等 	○	○	○
ii) 在来工法以外によって改変された要素	掘割護岸の多くの部分、汲水場の一部は、経年劣化及び付随する土地での建築行為に伴い、補修・改修が行われている。それらは、「材料・材質」「形態・意匠」を失っているものの、水利システムを支える「用途・機能」は維持している。 （例）コンクリート製の護岸・汲水場・橋等 	×	○	×
iii) 在来工法以外によって改変されたが、修景された要素	修景整備された護岸、自然素材を用いて新設された汲水場等は、ii)に加えて名勝の本質的価値を支える「形態・意匠」を有しており、風致景觀に寄与するものとして評価することができる。 （例）練石積み・擬石・化粧石を用いた護岸 	×	○	○
iv) 築造当時から改変されずに維持されているが、本来の用途を失った要素	本来の「用途・機能」を失ってはいるものの、築造当時の「材料・材質」及び「形態・意匠」を維持するものとして、現在の風致景觀に寄与している。 （例）蜘蛛手棚、現在使われていない汲水場 等 	○	×	○

## ②北原白秋生家

- 現在の用途は建造当初の用途とは異なっているが、現時点での用途を継続していくことを基本とし、建造物の配置・外観等に変更しない。
- 公開活用に資する施設として、現状を安定的に維持できるよう必要な維持管理及び復旧（修理）を行う。
- 庭園についても、庭木の剪定等の定期的な維持管理を行い、来訪者の快適性の創出に努める。

## ③並倉

- 現在の用途を継続していくことを基本とし、特に本質的価値を構成する要素の建造物の配置・外観等に変更しない。
- 掘割沿いの建築物は護岸と一体となった構造であり、建築物及び掘割の護岸のいずれか又は双方について修復等を行う際には、両者の一体的な保存が確保できるよう配慮する。
- 主屋及び庭園については、所有者が生活を継続していくために必要な改変を許容する。特に庭園における掘割との水系のつながりについては、名勝の本質的価値を表すものとして今後とも維持する。

## ④三柱神社

- 現在の用途の継続を基本とし、特に本質的価値を表す構成要素の建築物その他の工作物の配置・外観等に変更しない。
- 境内の樹木については、特に実生木の伐採を行うことにより、樹林地としての良好な環境及び景観を維持する。
- 敷地内の掘割及び遊歩道等は、本来の機能を維持・向上させるために必要な維持管理・復旧（修理）を行う。

## ⑤沖端水天宮

- 現在の用途を継続することを基本とし、建築物その他の工作物及び樹木等の配置・外観等に変更しない。
- 社殿は掘割の護岸と一体となった構造であり、建築物及び掘割の護岸のいずれか又は双方について復旧（修理）等を行う際には、両者の一体的な保存が確保できるよう配慮する。

## 6-2. 保存の対象と地区区分

### (1) 保存の対象

名勝水郷柳河の保存を確実にするためには、第1に名勝指定地内を対象として適切な保存の方策を定める必要がある。

第2に、観賞上及び学術上の価値が高い風致景観を対象とする名勝の性質上、名勝指定地の風致景観と緊密な関係を持つ直近の区域を対象として名勝指定地と一体的な保存を図る必要がある。特に、名勝の骨格をなす掘割から視認の可能な区域については、名勝指定地の風致景観と密接なかかわりを持つ区域として保存を行う。

さらに第3には、その外側に広がる空間についても緩衝地帯及び柳河の都市形成を示す区域として調査研究の対象とし、その良好な景観保全に努めることとする。

### (2) 保存の地区区分

上記の観点から、保存の対象地区を以下のように区分する。

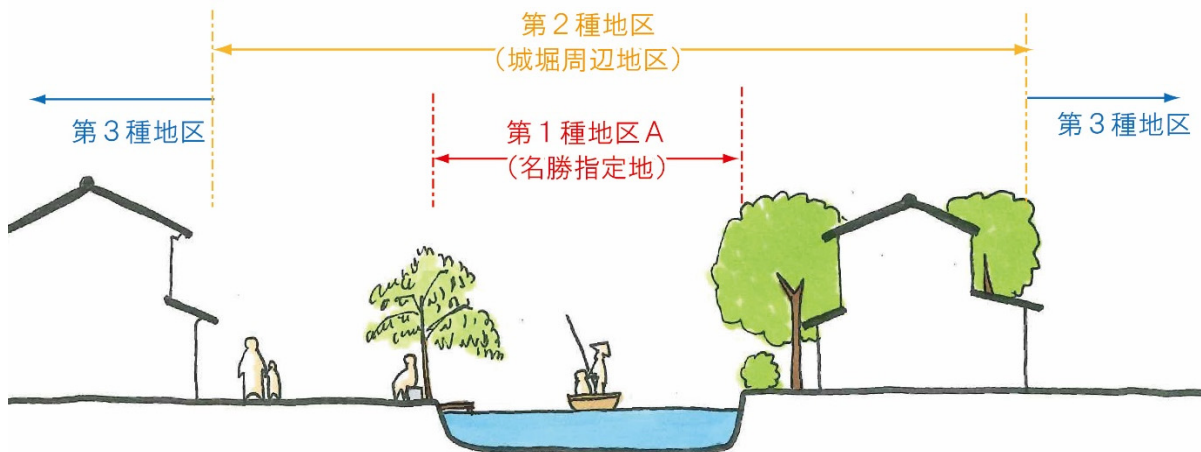


図6-1 保存の地区区分の断面図（概念図／掘割周辺のイメージ）

#### ①第1種地区

名勝水郷柳河の本質的価値を表す構成要素及び本質的価値を支える諸要素が存在する区域を「第1種地区」とする。

##### <第1種地区A>

名勝の本質的価値を表す構成要素が存在する区域を「第1種地区A」とする。

文化財保護法に基づく名勝指定地であり、原則として現状維持を基本とする。

##### <第1種地区B>

名勝水郷柳河の本質的価値を支える諸要素が存在する区域を「第1種地区B」とする。

「第1種地区B」は、現時点では法規制上「第2種地区」又は「第3種地区」に含まれるが、今後の名勝への追加指定を視野に入れ、可能な限り「第1種地区A」に準ずる取扱いとする。所有者・管理者の同意等の必要な条件が整い次第追加指定を行うとともに、白秋の作品にうたわれた風致景観を含む区域についても今後継続して調査研究を行い、追加指定を目指すこととする。

## ②第2種地区

「第1種地区」に隣接し、名勝指定地である掘割から視認できる区域を「第2種地区」とする。具体的には、柳川市景観計画における重点地区の「城堀周辺地区」に相当する。

「第2種地区」においては、景観法及び柳川市景観計画に基づき、名勝指定地の隣接地として良好な景観・環境を維持・創出する。

## ③第3種地区

「第1種地区」及び「第2種地区」の周辺に広がり、名勝指定地と深い関連性を持つ城下町・漁村の区域を「第3種地区」とする。かつての柳川城址及び城下町・漁村などが広がる区域であり、柳川市景観計画における重点地区の「城下町地区」を包含する区域である。

「第1種地区」及び「第2種地区」と一体となって景観を形成する区域であるとともに、今後掘割とともにあるまちづくりを行っていく上での基礎となる空間的なまとまりを持つ区域である。

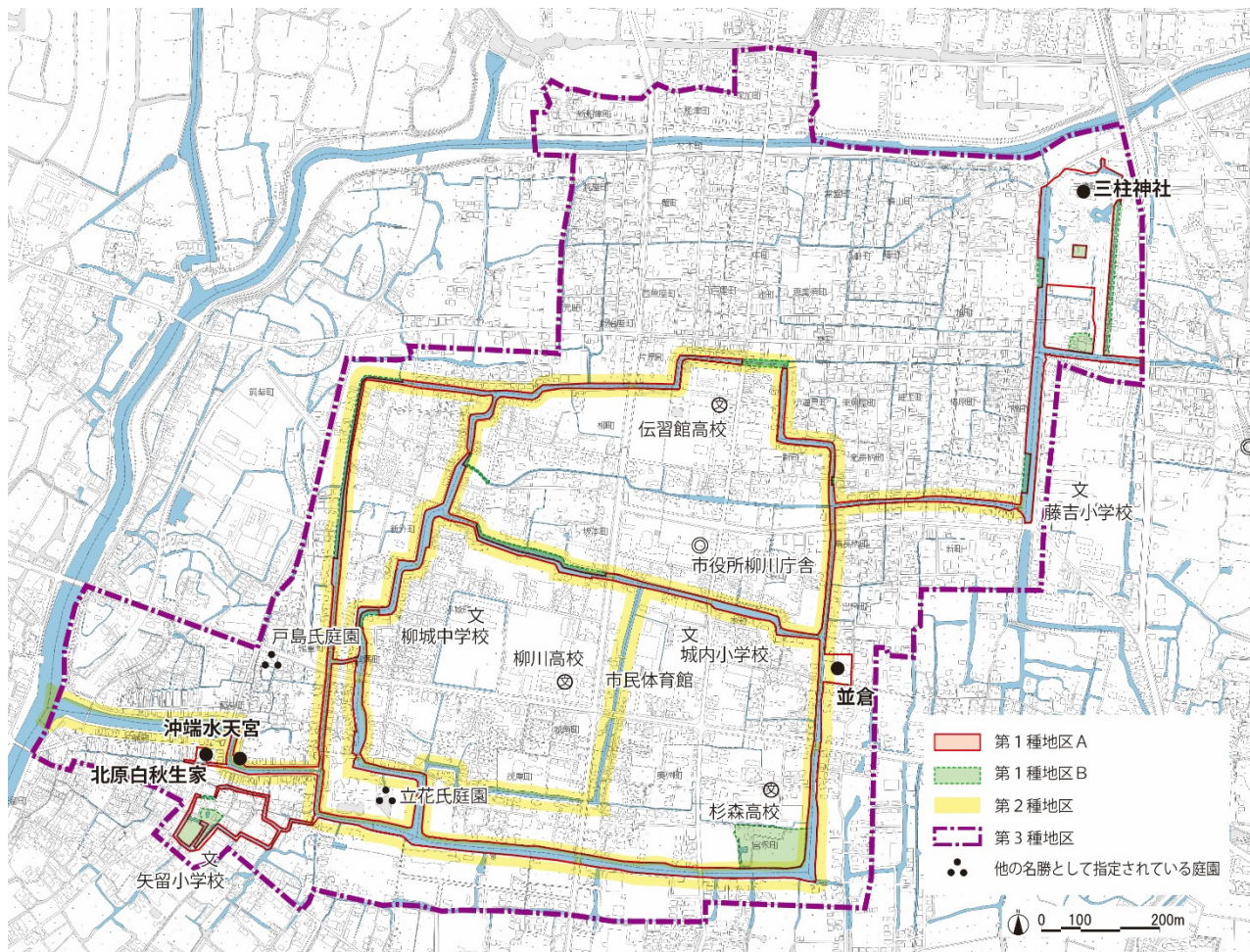


図 6-2 保存の地区区分の平面図

## 6-3. 現状変更等

### (1) 現状変更等の制限

文化財保護法（以下「法」という）第二百五条第一項には、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないと定められている。この規定に基づき、現状変更等を行おうとする者は、柳川市・福岡県教育委員会・文化庁と協議したうえで、当該現状変更等が柳川市教育委員会に許可の権限が移譲された現状変更等以外の行為に該当する場合には、すべて文化庁長官の許可を受けなければならない。

また、法第六十八条第二項には、現状変更等を行おうとする者が各省庁の長以外の国の機関である場合には、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならないと定められている。

現状変更等は、名勝の本質的価値を十分に踏まえ、本質的価値を表す構成要素の保存に影響を及ぼさないことを前提とする。したがって、保存・活用のために実施する各種の整備事業又は都市計画上の規制・区域の変更等に伴う開発事業等より、名勝指定地内において大規模な現状変更等が生じる場合には、文化庁及び福岡県教育委員会の指導の下に、柳川市文化財専門委員会及び景観審議会等において有識者の意見を聞きながら当該現状変更等の是非について検討を行う。

### (2) 現状変更等

現状変更等には下記の行為が含まれる。特に i には、名勝指定地外において行われる行為で名勝の保存に顕著な負の影響を及ぼすことが明白な行為を含む。

- a. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変
- b. 道路の新設、改修及び修繕
- c. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却
- d. 工作物の新設、改修、修繕、移転又は除却
- e. 公園施設の新設、改修及び修繕
- f. 地下埋設物の新設、改修及び修繕
- g. 木竹の植栽、伐採
- h. 発掘調査及び保存のための修復、活用のための整備
- i. 掘割の水質に影響を及ぼす行為

### (3) 許容しない現状変更等

以下に記す現状変更等については、名勝の本質的価値に影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、原則として許容しない。また、(2) に列挙した現状変更等のうち、6-3 (5) (p.79～p.80) に示す基準を満たさないものについても許容しない。

- j. 水面の埋立及び開削等の地形の改変
- k. 掘割の暗渠化
- l. 名勝の保存に顕著な負の影響を及ぼすことが明白な行為

#### (4) 許可申請を要しない行為

文化財保護法第二百二十五条第一項の但書には、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、文化庁長官の許可を要しないことと定められている。

これに基づき、次の①に示す行為については文化庁長官の許可を要しない。

また、本計画においては、次の②に示す維持管理の行為についても現状変更等には含めないこととする。

上記のいずれの場合においても、柳川市及び福岡県教育委員会と事前協議することが望ましい。

##### ①現状変更のうち維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に定める「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- a. 名勝がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝をその指定当時の原状に復するとき
- b. 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- c. 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

##### ②日常的な維持管理行為

- a. 植生等の維持管理行為
  - ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝の剪定、草刈り等）
  - ・公園灯・解説施設等の清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修
- b. 河川・掘割の維持管理行為
  - ・日常的な掘割の清掃（泥浚えを含む。）
  - ・護岸の点検等
  - ・水落ちによる定期的な清掃・点検
- c. 既存の建築物その他の工作物の維持管理行為
  - ・建築物の外壁又は屋根の塗装等の小規模な修繕
  - ・建築物の内装及び屋内諸設備の補修及び修繕
  - ・堀・船着場・汲水場などの工作物の簡易な修繕



## (5) 現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱基準は、表 6-2 に示すとおりである。なお、表 6-2 の「現状変更等」の欄において紫色に着色された行為のうち、文化財保護法第百八十四条及び文化財保護法施行令第五条第 4 項に定める「軽微な現状変更」に該当するものについては、文化庁長官の権限に属する許可の事務を柳川市教育委員会が行うことができることとされている。その内容は、小規模建築物の新築・増築・改築、工作物の設置・改修・除却、道路の舗装・修繕、電柱・電線・ガス管・水管・下水道管等の工作物の改修、建築物等の除却、木竹の伐採等で、いずれも細かな条件が付されている。それらの詳細については、本書の巻末に掲載の附属資料を参照されたい。

事前協議を行うものに関しては、名勝の保存に影響を及ぼさないよう柳川市教育委員会との協議を通じて工法の選択等の調整を行う。また、表 6-2 に示すいずれの現状変更等にも該当しないものについては、柳川市教育委員会が現状変更等を行おうとする者と協議のうえ取扱について判断する。

表 6-2 現状変更等の取扱基準<sup>3)</sup>

現状変更等	種別	掘割	北原白秋生家・並倉・三柱神社・沖端水天宮	特記事項
a. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変		・掘割の護岸の改修や保存措置のために必要な場合に限り許容する。 <sup>1)</sup>		1) 護岸の改修のためにやむを得ない場合の造成及び遺構の復元、後世の地形改変の復旧など、文化財保護のために必要な地形の改変を指す。
b. 道路の新設、改修及び修繕		・新設については原則として許容しない。 <sup>2)</sup> ・遊歩道等の活用施設、管理道路等の構成要素の管理のための施設については、事前協議を行うものとする。 ・道路の舗装又は修繕は、舗装の老朽化等に伴い、安全管理上必要な場合は許容する。ただし、事前協議を行い、名勝の本質的価値に影響を及ぼすことがないよう配慮する。（※1） ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。		2) 既に都市計画決定された道路の新設に関しては、十分な調査を行い、名勝の本質的価値に影響を及ぼすことがないよう配慮する。 ● 文化財保護施行令第 5 条第 4 項第 1 号ハを参照
c. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却		・原則として新築、増築は許容しない。 ・水路上に張り出した建築物の移転又は除却は許容する。	・原則として許容する。ただし、特に掘割から視認できる区域の建築物については、既存景観との調和に十分配慮する。 <sup>3)</sup>	3) 文化財保護施行令第 5 条第 4 項第 1 号のへに該当する小規模建築物を除く。 ● 文化財保護施行令第 5 条第 4 項第 1 号ロ及びハを参照
d. 工作物の新設、改修、修繕、移転又は除却		・工作物の新設は原則として許容しない。ただし、公共・公益上必要な場合（※2）は事前協議を行い、名勝の本質的価値に影響を及ぼすことがないよう配慮する。 ・改修、修繕、移転又は除却は許容する。	・原則として許容する。ただし、事前協議を行い、名勝の本質的価値に影響を及ぼすことがないよう配慮する。	● 文化財保護施行令第 5 条第 4 項第 1 号ハを参照
e. 公園施設の新設、改修及び修繕		・原則として許容しない。	・新設は原則として許容しない。ただし、公共・公益上必要な場合は、事前協議を行う。 ・改修及び修繕は事前協議を条件として許容する。 <sup>4)</sup>	4) 十分な調査を行い、名勝の本質的価値に影響を及ぼすことがないよう配慮する。 ● 文化財保護施行令第 5 条第 4 項第 1 号ハを参照

<sup>3)</sup>表中に記載した法律の条文では、本来、条文名に表記されている漢数字を算用数字により表記した。

種別 現状変更等	掘割	北原白秋生家・並倉・ 三柱神社・沖端水天宮	特記事項
f. 地下埋設物の新設、改修及び修繕	・原則として許容しない。 ・公共・公益上必要な場合は、事前協議を行う。		・原則として許容しない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、事前協議を行う。 5)
g-i. 木竹の植栽	・原則として許容する。ただし、事前協議を行い、護岸に影響を与えない範囲とするとともに、掘割の水面からの眺望の確保や周辺景観との調和に配慮する。		
g-ii. 木竹の伐採・抜根	・構成要素の保存に影響を及ぼす木竹の伐採または危険防止のために必要な樹木の伐採・抜根に関しては、事前協議を行う。 <sup>6)</sup>		6) 名勝の保存・活用に影響を及ぼす樹木の伐採・抜根は、その影響が最小限となるよう配慮する。 ● 文化財保護施行令第5条第4項第1号トを参照
h. 発掘調査及び保存のための修復、活用のための整備	・名勝及び関連する文化財の保存のために行う修復、活用のために行う整備、状況把握のために行う調査は許容する。		
i. 掘割の水質に影響を及ぼす行為	・柳川市掘割を守り育てる条例に基づき、柳川市水路課との協議を行った上で、良好な水環境の維持に影響を及ぼすと判断された場合には許容しない。		

：柳川市教育委員会が許可を行うことができる軽微な現状変更

### (※1)

「名勝の本質的価値に影響を及ぼさないよう配慮する。」とは、本質的価値を表す構成要素の保存に影響のないよう配慮すること、及び風致景観への影響が最小限となるよう配慮することと定義する。

### (※2) 公共・公益上必要な場合の景観配慮について

以下の工作物については、掘割沿いにおける地域住民の暮らしを支える都市基盤施設であり、公共・公益上必要な施設であることから、風致景観への影響が最小限となることを条件として現状変更等を許容することとする。

以下に、各工作物における景観配慮事項及び今後の景観保全に向けた方針を示す。

#### 【水道管・ガス管】

掘割に並行し、露出して設置される水道管・ガス管については、配置・色彩等により可能な限り修景を行う。

掘割に直交する水道管・ガス管については、可能な限り車道橋又は歩道橋に沿う形で設置するよう努め、橋脚や橋桁に隠れるような配置とする。



図 6-3 橋桁に隠れる配置となっている水道管

### 【排水管】

排水管は、護岸から水面に突き出す形態のものが主である。雨水排水管、合併処理浄化槽からの処理水排水管、生活雑排水管があり、詰杭による修景が行われている箇所もある（図6-4）。今後とも同様の修景に努めるとともに、修景施設も含めた維持管理及び更新を行う。



図6-4 詰杭による修景が行われている排水管

### 【電柱・電線】

電柱に関しては、名勝指定地外へ設置されているものであるため、その新設・撤去・移設は文化財保護法における現状変更等には該当しない。ただし、電柱に付帯する電線のうち、名勝指定地である掘割の上空を通る電線については、名勝水郷柳河の風致景観に影響を及ぼすため、今後とも柳川市景観条例に定める基準を考慮し、対応することが必要である。

今後の対策としては、①無電柱化（架空電線の地中化）、②地中化以外による無電柱化（裏配線又は軒下配線）、③掘割を横切らないような配線計画への見直しの3点が考えられる。①については費用等の面で当面は現実的ではないと考えられることから、②又は③の手法を選択できるよう事前に地域住民及び電力会社との協議を行うこととする。



図6-5 掘割を横切る電柱の架線

### 【道路】

柳川市景観計画（平成24年3月）における重点地区である「旧城下町地区」内の道路は、将来的に景観法第八条第2項第四号ロに定める景観重要公共施設への指定を検討する箇所として位置づけられている。そのため、名勝指定地の近傍において道路の舗装・修繕等の事業を行う際には、同計画の第6章に示されている「景観重要公共施設の整備に関する事項」の整備に関する方針に可能な限り従うこととする。

なお、「柳川市公共事業デザインガイドライン（案）」<sup>4</sup>においては、「上下水道に関する事業」及び「道路に関する事業」の項において、上記内容に関連する事項が定められている。

「上下水道に関する事業」については、名勝指定地に該当する城堀周辺地区及び旧城下町地区において、樋門・管の色彩検討が必要であり、必要に応じて景観アドバイザーを含めた協議を行うこととしている。「道路に関する事業」については、特に舗装・道路付属物等に関して景観配慮の方針が定められているため、名勝指定地及び周辺において当該事業を行う際は参照する。

<sup>4</sup> 「柳川市公共事業デザインガイドライン（案）」は、平成26年3月に柳川市において作成し、策定には至っていないものの、（案）の状態での運用を行っている。今後、策定又は改訂が行われた際には、その内容に準ずることとする。

## (6) 文化財保護法に係る諸手続き

### ①文化庁長官への届出を要する行為

以下に示す行為については、文化庁長官への届出が必要となる。

表 6-3 文化庁長官への届出を要する行為

事項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
i) 管理責任者の選任	所有者及び管理責任者	文化庁長官	20日以内	文化財保護法第119条第2項
ii) 所有者又は管理責任者の変更	新所有者又は新管理責任者		20日以内	文化財保護法第120条
iii) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者又は管理責任者		20日以内	文化財保護法第120条
iv) 滅失・き損・亡失・盗難	所有者又は管理団体		10日以内	文化財保護法第33条
v) 指定地内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動	所有者		30日以内	文化財保護法第115条第2項
vi) 復旧	所有者		着手の30日以前	文化財保護法第127条第1項

### ②文化庁長官又は柳川市教育委員会への許可申請を要する行為

文化財保護法第百二十五条第一項に基づき、名勝の現状変更等を行おうとする場合は、当該現状変更等を行おうとする者が柳川市教育委員会を通じて文化庁長官への許可申請を行う必要がある。

なお、本節(5)に示したとおり、現状変更等の一部については、文化財保護法第百八十四条及び文化財保護法施行令第五条第4項の定めるところにより、文化庁長官の権限に属する事務を市の教育委員会が行うこととされている。

## 6-4. 日常的な維持管理行為

本節では、指定地において行う現状変更等のうち、許可申請の対象とならない日常的な維持管理行為に関する方針を示す。

### (1) 掘割・水利施設の維持管理及び水質の維持・向上

- 石積み・コンクリート造の護岸については、緩み・孕み・ひび割れ等が発生していないか定期的な目視確認を行う。
- 水の流れを良好に保つために、定期的に河川・掘割の清掃を行うとともに、二ツ川からの導水地点及び掘割の分岐点に設置されたポンプの点検、水門等の水利施設の点検を定期的に行う。
- 現在、毎月行われている水質検査については、今後とも毎月の頻度で継続的に行う。

### (2) その他の施設管理

- 名勝に関連する標識・説明板、護岸沿いの柵等の施設の点検を定期的に行う。
- 掘割沿いの遊歩道の清掃を定期的に行うとともに、舗装のひび割れ及び倒木等による危険箇所等の点検を行う。

### (3) 植生管理

#### ① 日常的な植生管理

- 掘割沿いの樹木が繁茂し、掘割上の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定・刈込を行う。
- 庭木の手入れ等、個人レベルでの美化活動を推進する。
- 掘割の護岸の前面に設けられた植栽帯において、高茎草木・蔓植物・低木等が繁茂したり、荒地に雑草が繁茂したりするのを抑制し草丈を適切に維持するために、適宜、刈取・除草を実施する。
- 倒木が確認された場合には、名勝の風致景観の保護及び災害回避の観点から伐採を行い、名勝指定地外へと搬出することを原則とする。

#### ② 危険木の除去、護岸に影響を与えている樹木の伐採及び強剪定

- 幹・枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし・伐採・強剪定を行う。
- 主幹が著しく傾斜し、転倒の恐れがあると判断される枝葉については、必要に応じて剪定・枝おろし等を行う。
- 掘割の護岸が樹木の根などの影響で損壊する恐れがあると判断される場合には、護岸の保存を前提として伐採を行う。

#### ③ 緑樹の管理

三柱神社・米多比隅等の緑樹の密度が過密である場合には、計画的に択伐を行う。

## 6-5. 災害時の対応

### (1) 災害発生時の対応

本名勝において起こり得る災害には、風水害・地震等の自然的要因によるもののほか、放火等による火災・破壊行為等の人為的要因によるものが想定される。災害の発生を確認した場合、人命の安全を第一としつつも名勝の風致景観の適切な保存に配慮した緊急的・応急的措置を講ずることとする。

被害の発生について関係機関に連絡するとともに、緊急・応急の対応方針等について早急に相談・協議することが必要となる。その後、緊急的・応急的措置を行った部分については随時観察を継続し、安全等の確認を行いつつ、本格的な復旧の方法について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止するほか、応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立入防止柵等の資材についても日常より準備・保管しておく。

特に台風等の襲来時には、暴風・豪雨の予兆が見られる段階及びそれらが収まってきた段階の双方において、巡回・点検により状況を確認するとともに、被害の拡大及び二次的災害の防止、緊急的・応急的措置の必要性について確認する。

さらに、これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておくことも必要である。そのため、柳川市教育委員会を中心とする緊急時の対応体制を整えるとともに、普段から市内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び名勝における復旧の考え方・方法等について意識の共有に努める。

### (2) 災害発生の予防的措置

掘割の周辺には、著しく生長し倒壊の危険のある樹木、災害の発生する危険性の高い場所が点在する。そのような場所に対し、点検の上で必要に応じて樹木の伐採及び災害発生の防止のための補強の措置を行う。また、防災の措置を施す場合においても、名勝の風致景観に与える影響について十分考慮する必要がある。

人的要因による災害の防止については、定期的な巡回・点検を行い、市民・地域住民の連携協力による名勝の保存に取り組むことで対応する。

## 6-6. 周辺環境及び景観保全の方向性（第2種・第3種地区）

### （1）第2種地区・第3種地区における景観保全の考え方

名勝の指定地に隣接する第2種地区は、掘割の水面と一体となって風致景観を形づくっており、今後名勝への追加指定の可能性のある要素が点在する区域でもある。

第2種地区、第3種地区における開発行為については、周知の埋蔵文化財包蔵地にあつては文化財保護法、それ以外にあつては都市計画法・景観法・農地法等の個別法令等にそれぞれ基づく規制により対応する。

第2種地区は名勝指定地内の河川及び掘割の水面と一体となって風致景観を形づくるとともに、護岸等の諸要素の安定的な維持とも密接にかかわる区域である。したがって、景観計画に基づく景観誘導を図りつつ、第1種地区に準ずる保存措置を講ずるための仕組みについて継続的に検討を行う。

第3種地区は、名勝の風致景観を支える緩衝地帯であるとともに、掘割と一体となったまちづくりの基礎となる区域である。旧城下町内に網の目のように広がる小規模な掘割を含め、面的な水のネットワークが形成する文化的景観の保全という観点を十分踏まえつつ、名勝指定地と一体となった景観の保全施策及び開発行為の実施主体の意識向上を図るための活用施策を併せて実施することが必須となる。

なお、沖端地区の一部は名勝指定地の周辺が景観重点地区に指定されていない状況にあるほか、三柱神社周辺は「城下町地区」とは別の重点地区に指定されているなど、名勝の指定以前に策定された景観計画と考え方の齟齬が生じている。そのため、今後は景観計画の改訂を含む制度上の調整を図ることとする。

### （2）周辺環境及び景観保全に向けた助成制度の創設及び意識の醸成

掘割の周辺に所在する樹木のうち、既に地域に親しまれている古樹・老樹については、護岸等に影響を与えていない限りにおいて景観重要樹木への指定を行い、保全を図ることが考えられる。しかし、その多くは民有のものであることから、維持管理等の保全措置に対する助成制度等の実現に向けて施策を講ずる必要がある。

さらに、第2種地区及び第3種地区では、住民及び来訪者に対する名勝の本質的価値及びその保全に関する周知啓発の施策を進め、自発的な保全意識のさらなる醸成に努めることとする。

## 6-7. 追加指定の方針

第1種地区Bのうち、今後の調査研究により、水郷柳河の「人工的河水」又は「静かな廃市」を表し、名勝の既指定地と同等の本質的価値を持つことが明らかとなった場所については、所有者及び占有者の同意等の条件が整うのを待って追加指定の手続きを行う。

今後、追加指定の候補地として重点的に調査研究を実施すべき区域は、以下に示すとおりである。

### （1）既指定地と同等の本質的価値を持つ「人工的河水」

- 名勝指定地に連続する掘割
- 掘割と緊密な関係を持つ庭園 等

## (2) 指定地と同等の本質的価値を持つ「静かな廃市」

- 掘割沿いに位置する十時家住宅・渡辺家住宅等の武家屋敷地
- 掘割沿いの独特の地形をなす米多比隅 等

## 6-8. 土地公有化の方針

名勝に指定されている河川及び掘割は、国・柳川市・柳川みやま土木組合のいずれかの所有地（公有地）となっている。

名勝の指定地のうち、三柱神社・沖端水天宮・並倉については、神社及び醸造業という各々の土地が持つ現在の機能を将来にわたって維持していくことが、水と人との関わりという本名勝の本質的価値を保存（維持・継承）することと同義であることから、所有者がその機能を継続できる限りにおいて、公有化は行わないものとする。

また、北原白秋生家については、（公財）北原白秋生家記念財団が所有していることから、同様に所有者がその機能を維持できる限りにおいて、公有化は行わないものとする。

追加指定に向けて重点的に調査研究を進めるべき場所のうち、掘割沿いの十時家住宅・渡辺家住宅などの建造物及びその敷地については、公共空間としての活用が大いに期待できることから、必要に応じて公有化を進めることとする。

## 6-9. 調査研究の方針

今後は、名勝の追加指定を目指しつつ、候補地及びその関連遺構の残存状況等を確認するための調査研究を進めることが必要である。名勝指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法第九十二条～第九十四条に基づき保護及び調査を行う。また、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めるものとし、埋蔵文化財包蔵地における開発等の事前調査によって得られた本名勝及び関連史跡等に関する情報を積極的に集約し、今後の保存・活用のための整備に活かすこととする。

特に、名勝指定地の周辺には柳川城の土塁等の遺跡が地下に埋蔵されている可能性が高く、江戸期の都市形成の過程を示す歴史的な証拠として重要である。今後は、史跡又は重要文化的景観としての面的な保護を視野に入れた調査研究が必要である。

また、関連する庭園及び建造物（建築物、水門等の水利施設）については、今後の追加指定を視野に入れ、計画的・継続的な調査研究を実施することとする。